

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

当社は、共通 EDI の構築と普及に取り組み、取引先の企業間取引の効率化とペーパーレス化の実現に貢献します。同時に、取引先のサプライチェーン構築とニューノーマル時代の新しい働き方の実現を支援します。

また、当社が提供する生産管理システム、EDI、RPA といった様々なソリューションやサービスの導入によって、取引先の IT 人材育成をサポートします。社会全体の IT リテラシー向上に貢献し、経済産業省が警鐘を鳴らす「2025 年の崖」といった社会問題を解決する取り組みを展開します。

加えて、取引先、パートナー企業、大学や研究所等学術機関と相互に連携しながら、オープンイノベーションへの取り組みを進めます。得られた知見を基に、当社のみならず取引先の新規事業の機会を創出し、社会全体の繁栄に寄与します。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②手形などの支払条件

下請代金は現金（振込）で 60 日以内に支払います。手形取引や不当な支払いサイトの設定は行いません。

### ③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

当社は、創業以来培ってきた独自のテクノロジーと知見を活かして、中小企業を中心に社会全体の DX（デジタルトランスフォーメーション）実現を支援します。また、SDGs の目標に則り、すべてのステークホルダーに対して公平、公正であるように努め、すべての人や企業、そして社会全体の成長と繁栄に貢献することを誓います。

2020 年 8 月 18 日